平成２６年（フ）第２５６号
堺市美原区大饗69番地１クレール美原Ｃ125号、開始決定時の住所堺市東区日置荘田中町151―６
破産者　西出　信繁
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８１号
大阪市淀川区野中南１丁目11番３―405号
破産者　廣川　孝雄
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５１号
大阪市港区弁天２丁目１番27―604号
破産者　コトーこと　古東智恵子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２０号
大阪市城東区放出西３丁目９番12―201号
破産者　梁田　貴子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４０号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目４番42号　グランドールマスダ305
破産者　弘中　義昭
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５５号
大阪市港区夕凪１丁目４番８号
破産者　源口真智子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７４号
大阪市淀川区木川東１丁目１番16号　村田ハイツ101号
破産者　池田　興仁
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８６号
大阪市中央区瓦屋町２丁目18番４―705号
破産者　上村　勇
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
香川県三豊市詫間町松崎1971番地１
破産者　藤田　祐子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１６４号
北九州市若松区深町２丁目10番10号
破産者　田中　謙二
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０１号
佐賀県佐賀市新郷本町５番31号、申立時の住所佐賀県佐賀市蓮池町大字小松172番地１
破産者　小柳　雅和
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
佐賀県鳥栖市宿町1063番地５　ロイヤルステージタウン鳥栖Ａ棟202
破産者　山本　満
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
大分市大字奥田632番地の11
破産者　藤原　義男
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県南さつま市笠沙町片浦1254番地２
破産者　宮内　一直
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原47番地、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3464番地１
破産者　田之上荘太郎
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
鹿児島県肝属郡錦江町神川1619番地　すずしろの里
破産者　江口　純一
法定代理人成年後見人　湊　健太郎
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
茨城県龍ケ崎市松ヶ丘４丁目５番地15　ルミエールＣ棟102号室
破産者　木澤　絹子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷366番地県営長瀞小坂団地303号室
破産者　野村　政文
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係